

現市庁舎街区活用事業に関する基本計画協定書（例）

横浜市（以下「甲」という。）と〔事業予定者〕（以下「乙」という。）は、現市庁舎街区活用事業（以下「本事業」という。）に関して、基本的事項を定めるため、本事業の募集要項に基づき、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

（基本計画）

第2条 乙が本事業の公募にかかる募集要項に従い作成し、甲の承認を得た本事業に係る基本計画書を、本協定の付属文書として添付する。

（基本計画の遵守）

第3条 乙は、この協定締結後に甲乙間で締結する一般定期借地権設定契約において定める存続期間内は、前条第1項の基本計画書（同条第2項により変更したときは変更後のもの。以下「基本計画書」という。）を遵守して本事業を実施するものとする。

（遵守事項）

第4条 乙は、本事業の実施に当たっては、関連法令を遵守するものとする。

2 乙は、建築基準法に規定する建築物の建築に関する確認の申請書を提出する際は、あらかじめ申請内容の概要について甲に書面等で届け出なければならない。

（基本計画の変更）

第5条 乙は、第2条の基本計画書を変更しようとするときは、あらかじめ甲の書面による承認を得なければならない。

2 甲は、前項の承認をするにあたっては、用途を変更もしくは新たに建物を建築、又は建物を解体、再築又は増改築すること等が当初の本協定及び関内駅周辺地区のコンセプトと整合し、またはより優れた内容であり、合理的なものとして認められることを要件とする。

（事業に関する報告）

第6条 乙は、事業の実施状況や、本事業による周辺地域の活性化の状況等について、甲に対し、定期的に報告を行うこととする。

2 本事業の実施状況に関して、必要に応じて、甲と乙は協議を行うこととし、甲の要請に対して、乙は誠実に対応することとする。

（疑義の決定）

第7条 この協定に関し疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市長 林 文子

乙